

平成三十二年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会特別措置法等の一部を改正する法律案 新旧対照条文

目次

○平成三十二年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会特別措置法（平成二十七年法律第三十三号）（第一条関係）	1
○地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）（第二条関係）	7
○租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）（第三条関係）	9
○平成三十一年ラグビーワールドカップ大会特別措置法（平成二十七年法律第三十四号）（第四条関係）	12
○無人航空機等の飛行による危害の発生を防止するための航空法及び重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律の一部を改正する法律案（令和二年法律第 号）（附則第二項関係）	13

○平成三十二年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会特別措置法（平成二十七年法律第三十三号）（第一条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改正後	現行
<p>令和三年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会特別措置法</p> <p>（趣旨）</p> <p>第一条 この法律は、令和三年に開催される東京オリンピック競技大会及び東京パラリンピック競技大会（以下「大会」と総称する。）が大規模かつ国家的に特に重要なスポーツの競技会であることに鑑み、大会の円滑な準備及び運営に資するため、東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会推進本部の設置及び基本方針の策定等について定めるとともに、国有財産の無償使用等の特別の措置を講ずるものとする。</p> <p>（設置期限）</p> <p>第十条 本部は、令和四年三月三十一日まで置かれるものとする。</p> <p>（国家公務員共済組合法の特例）</p> <p>第二十条 （略）</p> <p>2・3 （略）</p>	<p>平成三十二年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会特別措置法</p> <p>（趣旨）</p> <p>第一条 この法律は、平成三十二年に開催される東京オリンピック競技大会及び東京パラリンピック競技大会（以下「大会」と総称する。）が大規模かつ国家的に特に重要なスポーツの競技会であることに鑑み、大会の円滑な準備及び運営に資するため、東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会推進本部の設置及び基本方針の策定等について定めるとともに、国有財産の無償使用等の特別の措置を講ずるものとする。</p> <p>（設置期限）</p> <p>第十条 本部は、平成三十三年三月三十一日まで置かれるものとする。</p> <p>（国家公務員共済組合法の特例）</p> <p>第二十条 （略）</p> <p>2・3 （略）</p>

4 派遣職員に関する国共済法の規定の適用については、国共済法第二条  
第一項第五号及び第六号中「とし、その他の職員」とあるのは「並びに  
これらに相当するものとして次条第一項に規定する組合の運営規則で定  
めるものとし、その他の職員」と、国共済法第九十九条第二項中「次の  
各号」とあるのは「第三号」と、「当該各号」とあるのは「同号」と、  
「及び国の負担金」とあるのは、「令和三年東京オリンピック競技大会  
・東京パラリンピック競技大会特別措置法（平成二十七年法律第三十三  
号）第八条第一項に規定する組織委員会（以下「組織委員会」という。  
）の負担金及び国の負担金」と、同項第三号中「国の負担金」とあるの  
は「組織委員会の負担金及び国の負担金」と、国共済法第百二条第一項  
中「各省各庁の長（環境大臣を含む。）、行政執行法人又は職員団体」  
とあり、及び「国、行政執行法人又は職員団体」とあるのは「組織委員  
会及び国」と、「第九十九条第二項（同条第六項から第八項までの規定  
により読み替えて適用する場合を含む。）及び第五項（同条第七項及び  
第八項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）とあるのは「  
第九十九条第二項及び第五項」と、同条第四項中「第九十九条第二項第  
三号及び第四号」とあるのは「第九十九条第二項第三号」と、「並びに  
同条第五項（同条第七項及び第八項の規定により読み替えて適用する場  
合を含む。以下この項において同じ。）とあるのは「及び同条第五項  
」と、「（同条第五項）」とあるのは「（同項）」と、「国、行政執行法人  
又は職員団体」とあるのは「組織委員会及び国」とする。

5  
(略)

4 派遣職員に関する国共済法の規定の適用については、国共済法第二条  
第一項第五号及び第六号中「とし、その他の職員」とあるのは「並びに  
これらに相当するものとして次条第一項に規定する組合の運営規則で定  
めるものとし、その他の職員」と、国共済法第九十九条第二項中「次の  
各号」とあるのは「第三号」と、「当該各号」とあるのは「同号」と、  
「及び国の負担金」とあるのは、「平成三十二年東京オリンピック競技  
大会・東京パラリンピック競技大会特別措置法（平成二十七年法律第三  
十三号）第八条第一項に規定する組織委員会（以下「組織委員会」とい  
う。）の負担金及び国の負担金」と、同項第三号中「国の負担金」とあ  
るのは「組織委員会の負担金及び国の負担金」と、国共済法第百二条第  
一項中「各省各庁の長（環境大臣を含む。）、行政執行法人又は職員団  
体」とあり、及び「国、行政執行法人又は職員団体」とあるのは「組織  
委員会及び国」と、「第九十九条第二項（同条第六項から第八項までの  
規定により読み替えて適用する場合を含む。）及び第五項（同条第七項  
及び第八項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）とあるの  
は「第九十九条第二項及び第五項」と、同条第四項中「第九十九条第二  
項第三号及び第四号」とあるのは「第九十九条第二項第三号」と、「並  
びに同条第五項（同条第七項及び第八項の規定により読み替えて適用す  
る場合を含む。以下この項において同じ。）とあるのは「及び同条第  
五項」と、「（同条第五項）」とあるのは「（同項）」と、「国、行政執行  
法人又は職員団体」とあるのは「組織委員会及び国」とする。

5  
(略)

(対象大会関係施設の指定等)

第二十九条 (略)

2 (略)

3 小型無人機等飛行禁止法第五条第三項から第八項までの規定は、前二項の規定による対象大会関係施設及び当該対象大会関係施設の敷地又は区域並びに当該対象大会関係施設に係る対象大会関係施設周辺地域の指定並びに当該指定の解除について準用する。この場合において、同条第三項中「第一項」とあるのは「令和三年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会特別措置法(平成二十七年法律第三十三号)第二十九条第一項」と、「対象外国公館等として外国要人の所在する場所を指定し、及び当該外国要人の所在する場所に係る対象外国公館等」とあるのは「対象大会関係施設及び当該対象大会関係施設」と、「前項」とあるのは「同条第二項」と、同条第四項中「第一項」とあるのは「令和三年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会特別措置法第二十九条第一項」と、「第二項」とあるのは「同条第二項」と、同条第五項中「対象外国公館等及び当該対象外国公館等の敷地又は区域並びに当該対象外国公館等に係る対象施設周辺地域を指定する場合には、その旨(対象外国公館等として外国要人の所在する場所及び当該外国要人の所在する場所に係る対象外国公館等)」とあるのは「対象大会関係施設及び当該対象大会関係施設」と、「期間」とあるのは「期間」と読み替えるものとする。

(対象空港の指定等)

(対象大会関係施設の指定等)

第二十九条 (略)

2 (略)

3 小型無人機等飛行禁止法第五条第三項から第八項までの規定は、前二項の規定による対象大会関係施設及び当該対象大会関係施設の敷地又は区域並びに当該対象大会関係施設に係る対象大会関係施設周辺地域の指定並びに当該指定の解除について準用する。この場合において、同条第三項中「第一項」とあるのは「平成三十二年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会特別措置法(平成二十七年法律第三十三号)第二十九条第一項」と、「対象外国公館等として外国要人の所在する場所を指定し、及び当該外国要人の所在する場所に係る対象外国公館等」とあるのは「対象大会関係施設及び当該対象大会関係施設」と、「前項」とあるのは「同条第二項」と、同条第四項中「第一項」とあるのは「平成三十二年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会特別措置法第二十九条第一項」と、「第二項」とあるのは「同条第二項」と、同条第五項中「対象外国公館等及び当該対象外国公館等の敷地又は区域並びに当該対象外国公館等に係る対象施設周辺地域を指定する場合には、その旨(対象外国公館等として外国要人の所在する場所及び当該外国要人の所在する場所に係る対象外国公館等)」とあるのは「対象大会関係施設及び当該対象大会関係施設」と、「期間」とあるのは「期間」と読み替えるものとする。

(対象空港の指定等)

第三十条 (略)

2 (略)

3 小型無人機等飛行禁止法第五条第三項から第八項までの規定は、前二項の規定による対象空港及び当該対象空港の敷地又は区域並びに当該対象空港に係る対象空港周辺地域の指定並びに当該指定の解除について準用する。この場合において、同条第三項中「第一項」とあるのは「令和三年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会特別措置法第三十条第一項」と、「対象外国公館等」として外国要人の所在する場所を指定し、及び当該外国要人の所在する場所に係る対象外国公館等」とあるのは「対象空港及び当該対象空港」と、「前項」とあるのは「同条第二項」と、同条第四項中「第一項」とあるのは「令和三年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会特別措置法第三十条第一項」と、「第二項」とあるのは「同条第二項」と、同条第五項中「対象外国公館等及び当該対象外国公館等の敷地又は区域並びに当該対象外国公館等に係る対象施設周辺地域を指定する場合には、その旨（対象外国公館等として外国要人の所在する場所及び当該外国要人の所在する場所に係る対象外国公館等）」とあるのは「対象空港及び当該対象空港」と、「期間」とあるのは「期間」と読み替えるものとする。

(対象大会関係施設及び対象空港に係る重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律の適用等)

第三十一条 第二十九条第一項及び第二項の規定により対象大会関係施設及び対象大会関係施設周辺地域が指定された場合又は前条第一項及び第

第三十条 (略)

2 (略)

3 小型無人機等飛行禁止法第五条第三項から第八項までの規定は、前二項の規定による対象空港及び当該対象空港の敷地又は区域並びに当該対象空港に係る対象空港周辺地域の指定並びに当該指定の解除について準用する。この場合において、同条第三項中「第一項」とあるのは「平成三十二年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会特別措置法第三十条第一項」と、「対象外国公館等」として外国要人の所在する場所を指定し、及び当該外国要人の所在する場所に係る対象外国公館等」とあるのは「対象空港及び当該対象空港」と、「前項」とあるのは「同条第二項」と、同条第四項中「第一項」とあるのは「平成三十二年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会特別措置法第三十条第一項」と、「第二項」とあるのは「同条第二項」と、同条第五項中「対象外国公館等及び当該対象外国公館等の敷地又は区域並びに当該対象外国公館等に係る対象施設周辺地域を指定する場合には、その旨（対象外国公館等として外国要人の所在する場所及び当該外国要人の所在する場所に係る対象外国公館等）」とあるのは「対象空港及び当該対象空港」と、「期間」とあるのは「期間」と読み替えるものとする。

(対象大会関係施設及び対象空港に係る重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律の適用等)

第三十一条 第二十九条第一項及び第二項の規定により対象大会関係施設及び対象大会関係施設周辺地域が指定された場合又は前条第一項及び第

二項の規定により対象空港及び対象空港周辺地域が指定された場合においては、当該対象大会関係施設又は当該対象空港として指定された施設を小型無人機等飛行禁止法第二条第一項に規定する対象施設と、当該対象大会関係施設周辺地域又は当該対象空港周辺地域として指定された地域を同条第二項に規定する対象施設周辺地域とそれぞれみなして、小型無人機等飛行禁止法の規定を適用する。この場合において、小型無人機等飛行禁止法第八条中「又は前条第一項」とあるのは「若しくは前条第一項又は令和三年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会特別措置法（平成二十七年法律第三十三号）第二十九条第一項若しくは第三十条第一項」と、小型無人機等飛行禁止法第九条第二項中「対象施設及びその」とあるのは「対象施設及び令和三年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会特別措置法第三十条第一項の規定により対象空港として指定された施設（次項において単に「対象空港」という。）並びにこれらの」と、同項第一号中「管理者」とあるのは「管理者（令和三年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会特別措置法第二十九条第一項の規定により対象大会関係施設として指定された施設にあつては、同法第八条第一項に規定する組織委員会）」と、同条第三項中「第二号に定める者」とあるのは「第二号に定める者及び対象空港の管理者」と、「及び次の」とあるのは「並びに次の」と、「各号に定める者」とあるのは「各号に定める者及び対象空港に係る対象施設周辺地域にあつては当該対象空港の管理者」とする。

2  
(略)

二項の規定により対象空港及び対象空港周辺地域が指定された場合においては、当該対象大会関係施設又は当該対象空港として指定された施設を小型無人機等飛行禁止法第二条第一項に規定する対象施設と、当該対象大会関係施設周辺地域又は当該対象空港周辺地域として指定された地域を同条第二項に規定する対象施設周辺地域とそれぞれみなして、小型無人機等飛行禁止法の規定を適用する。この場合において、小型無人機等飛行禁止法第八条中「又は前条第一項」とあるのは「若しくは前条第一項又は平成三十二年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会特別措置法（平成二十七年法律第三十三号）第二十九条第一項若しくは第三十条第一項」と、小型無人機等飛行禁止法第九条第二項中「対象施設及びその」とあるのは「対象施設及び平成三十二年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会特別措置法第三十条第一項の規定により対象空港として指定された施設（次項において単に「対象空港」という。）並びにこれらの」と、同項第一号中「管理者」とあるのは「管理者（平成三十二年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会特別措置法第二十九条第一項の規定により対象大会関係施設として指定された施設にあつては、同法第八条第一項に規定する組織委員会）」と、同条第三項中「第二号に定める者」とあるのは「第二号に定める者及び対象空港の管理者」と、「及び次の」とあるのは「並びに次の」と、「各号に定める者」とあるのは「各号に定める者及び対象空港に係る対象施設周辺地域にあつては当該対象空港の管理者」とする。

2  
(略)

第三十二条 令和二年の国民の祝日（国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第七十八号）以下この条において「祝日法」という。）第一条に規定する国民の祝日をいう。次項において同じ。）に関する祝日法の規定の適用については、祝日法第二条海の日の項中「七月の第三月曜日」とあるのは「七月二十三日」と、同条山の日の項中「八月十一日」とあるのは「八月十日」と、同条スポーツの日の項中「十月の第二月曜日」とあるのは「七月二十四日」とする。

2 | 令和三年の国民の祝日に関する祝日法の規定の適用については、祝日法第二条海の日の項中「七月の第三月曜日」とあるのは「七月二十二日」と、同条山の日の項中「八月十一日」とあるのは「八月八日」と、同条スポーツの日の項中「十月の第二月曜日」とあるのは「七月二十三日」とする。

第三十二条 平成三十二年の国民の祝日（国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第七十八号）第一条に規定する国民の祝日をいう。）に関する同法の規定の適用については、同法第二条海の日の項中「七月の第三月曜日」とあるのは「七月二十三日」と、同条山の日の項中「八月十一日」とあるのは「八月十日」と、同条スポーツの日の項中「十月の第二月曜日」とあるのは「七月二十四日」とする。

（新設）

改正後	現行
<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>第七条の六 道府県は、恒久的施設を有する外国法人（第二十三条第一項第三号ロに規定する外国法人をいう。以下この項において同じ。）のうち令和三年に開催される東京オリンピック競技大会又は東京パラリンピック競技大会（第三項において「大会」という。）の円滑な準備又は運営に関する業務を行う外国法人で政令で定める者（以下この項及び次項において「大会関連外国法人」という。）に対しては、当該大会関連外国法人の平成三十一年四月一日から令和三年十二月三十一日までの間に開始する各事業年度（以下この条において「特定事業年度」という。）に限り、第二十四条第一項の規定にかかわらず、道府県民税の均等割及び法人税割を課することができない。ただし、大会関連外国法人が租税特別措置法第六十七条の十六の二第一項に規定する国内源泉所得に係る事業（以下この条において「大会関連事業」という。）以外の事業を行う場合は、この限りでない。</p> <p>2～4 （略）</p> <p>第八条の六 道府県は、恒久的施設を有する外国法人（第七十二条第一項第五号に規定する外国法人をいう。以下この項において同じ。）のうち</p>	<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>第七条の六 道府県は、恒久的施設を有する外国法人（第二十三条第一項第三号ロに規定する外国法人をいう。以下この項において同じ。）のうち令和二年に開催される東京オリンピック競技大会又は東京パラリンピック競技大会（第三項において「大会」という。）の円滑な準備又は運営に関する業務を行う外国法人で政令で定める者（以下この項及び次項において「大会関連外国法人」という。）に対しては、当該大会関連外国法人の平成三十一年四月一日から令和二年十二月三十一日までの間に開始する各事業年度（以下この条において「特定事業年度」という。）に限り、第二十四条第一項の規定にかかわらず、道府県民税の均等割及び法人税割を課することができない。ただし、大会関連外国法人が租税特別措置法第六十七条の十六の二第一項に規定する国内源泉所得に係る事業（以下この条において「大会関連事業」という。）以外の事業を行う場合は、この限りでない。</p> <p>2～4 （略）</p> <p>第八条の六 道府県は、恒久的施設を有する外国法人（第七十二条第一項第五号に規定する外国法人をいう。以下この項において同じ。）のうち</p>

令和三年に開催される東京オリンピック競技大会又は東京パラリンピック競技大会の円滑な準備又は運営に関する業務を行う外国法人で政令で定める者（以下この条において「大会関連外国法人」という。）が行う租税特別措置法第六十七条の十六の二第一項に規定する国内源泉所得に係る事業（次項において「大会関連事業」という。）に対しては、当該大会関連外国法人の平成三十一年四月一日から令和三年十二月三十一日までの間に開始する各事業年度（次項において「特定事業年度」という。）に限り、第七十二条の二第一項の規定にかかわらず、事業税を課することができない。

2  
(略)

令和二年に開催される東京オリンピック競技大会又は東京パラリンピック競技大会の円滑な準備又は運営に関する業務を行う外国法人で政令で定める者（以下この条において「大会関連外国法人」という。）が行う租税特別措置法第六十七条の十六の二第一項に規定する国内源泉所得に係る事業（次項において「大会関連事業」という。）に対しては、当該大会関連外国法人の平成三十一年四月一日から令和二年十二月三十一日までの間に開始する各事業年度（次項において「特定事業年度」という。）に限り、第七十二条の二第一項の規定にかかわらず、事業税を課することができない。

2  
(略)

改正後	現行
<p>（令和三年）に開催される東京オリンピック競技大会又は東京パラリンピック競技大会に参加等をする非居住者等に係る課税の特例）</p> <p>第四十一条の二十三 令和三年に開催される東京オリンピック競技大会若しくは東京パラリンピック競技大会（以下この項において「大会」という。）に参加をし、又は大会関連業務（大会の円滑な準備又は運営に関する業務をいう。第三項において同じ。）に係る勤務その他の人的役務の提供を行う非居住者で政令で定めるものの所得税法第六十一条第一項第十二号イ又は第十七号に掲げる国内源泉所得で政令で定めるもの（平成三十一年四月一日から令和三年十二月三十一日までの間における当該参加又は当該提供に係るものに限る。）については、所得税を課さない。</p> <p>2 （略）</p> <p>3 大会関連業務を行う外国法人で政令で定めるものが支払を受ける所得税法第六十一条第一項第十一号に掲げる使用料で政令で定めるもの（平成三十一年四月一日から令和三年十二月三十一日までの間において行われる同号の業務に係るものに限る。）については、当該使用料が当該外国法人の法人税法第四十一条第一号イに掲げる国内源泉所得に該当するものである場合には所得税法第七条第一項第五号、第七十八條及</p>	<p>（令和二年）に開催される東京オリンピック競技大会又は東京パラリンピック競技大会に参加等をする非居住者等に係る課税の特例）</p> <p>第四十一条の二十三 令和二年に開催される東京オリンピック競技大会若しくは東京パラリンピック競技大会（以下この項において「大会」という。）に参加をし、又は大会関連業務（大会の円滑な準備又は運営に関する業務をいう。第三項において同じ。）に係る勤務その他の人的役務の提供を行う非居住者で政令で定めるものの所得税法第六十一条第一項第十二号イ又は第十七号に掲げる国内源泉所得で政令で定めるもの（平成三十一年四月一日から令和二年十二月三十一日までの間における当該参加又は当該提供に係るものに限る。）については、所得税を課さない。</p> <p>2 （略）</p> <p>3 大会関連業務を行う外国法人で政令で定めるものが支払を受ける所得税法第六十一条第一項第十一号に掲げる使用料で政令で定めるもの（平成三十一年四月一日から令和二年十二月三十一日までの間において行われる同号の業務に係るものに限る。）については、当該使用料が当該外国法人の法人税法第四十一条第一号イに掲げる国内源泉所得に該当するものである場合には所得税法第七条第一項第五号、第七十八條及</p>

び第七十九条の規定は適用しないものとし、当該使用料が当該外国人の法人税法第四十一条第一号イに掲げる国内源泉所得に該当するものでない場合には所得税を課さないものとする。

4 第一項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

一 所得税法第六十六条の二第二項及び第二百三十二条の規定の適用については、同項及び同条第一項中「内部取引」とあるのは、「内部取引（租税特別措置法第四十一条の二十三第一項（令和三年）に開催される東京オリンピック競技大会又は東京パラリンピック競技大会に参加等をする非居住者等に係る課税の特例）に規定する国内源泉所得に係るものを除く。」とする。

二 所得税法第二百三十三条の規定の適用については、同条中「規定する国内源泉所得」とあるのは、「規定する国内源泉所得（租税特別措置法第四十一条の二十三第一項（令和三年）に開催される東京オリンピック競技大会又は東京パラリンピック競技大会に参加等をする非居住者等に係る課税の特例）の規定の適用があるものを除く。」とする。

（令和三年）に開催される東京オリンピック競技大会又は東京パラリンピック競技大会に関連する業務を行う外国法人に係る課税の特例）

第六十七条の十六の二 恒久的施設を有する外国法人のうち、令和三年に開催される東京オリンピック競技大会又は東京パラリンピック競技大会の円滑な準備又は運営に関する業務を行う外国法人で政令で定めるものの平成三十一年四月一日から令和三年十二月三十一日までの間に開始す

び第七十九条の規定は適用しないものとし、当該使用料が当該外国人の法人税法第四十一条第一号イに掲げる国内源泉所得に該当するものでない場合には所得税を課さないものとする。

4 第一項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

一 所得税法第六十六条の二第二項及び第二百三十二条の規定の適用については、同項及び同条第一項中「内部取引」とあるのは、「内部取引（租税特別措置法第四十一条の二十三第一項（令和二年）に開催される東京オリンピック競技大会又は東京パラリンピック競技大会に参加等をする非居住者等に係る課税の特例）に規定する国内源泉所得に係るものを除く。」とする。

二 所得税法第二百三十三条の規定の適用については、同条中「規定する国内源泉所得」とあるのは、「規定する国内源泉所得（租税特別措置法第四十一条の二十三第一項（令和二年）に開催される東京オリンピック競技大会又は東京パラリンピック競技大会に参加等をする非居住者等に係る課税の特例）の規定の適用があるものを除く。」とする。

（令和二年）に開催される東京オリンピック競技大会又は東京パラリンピック競技大会に関連する業務を行う外国法人に係る課税の特例）

第六十七条の十六の二 恒久的施設を有する外国法人のうち、令和二年に開催される東京オリンピック競技大会又は東京パラリンピック競技大会の円滑な準備又は運営に関する業務を行う外国法人で政令で定めるものの平成三十一年四月一日から令和二年十二月三十一日までの間に開始す

る各事業年度の法人税法第百三十八条第一項第一号に掲げる国内源泉所得で政令で定めるものについては、法人税を課さない。

2 前項の外国法人の平成三十一年四月一日から令和三年十二月三十一日までの間に開始する各事業年度の同項に規定する国内源泉所得に係る損失の額として政令で定める金額は、法人税法その他法人税に関する法令の規定の適用については、ないものとみなす。

3 第一項の規定の適用がある場合における法人税法第百四十六条の第二項及び第百五十条の二の規定の適用については、同項及び同条第一項中「内部取引」とあるのは、「内部取引（租税特別措置法第六十七条の十六の二第一項（令和三年に開催される東京オリンピック競技大会又は東京パラリンピック競技大会に関連する業務を行う外国法人に係る課税の特例）に規定する国内源泉所得に係るものを除く。）」とする。

4  
(略)

る各事業年度の法人税法第百三十八条第一項第一号に掲げる国内源泉所得で政令で定めるものについては、法人税を課さない。

2 前項の外国法人の平成三十一年四月一日から令和二年十二月三十一日までの間に開始する各事業年度の同項に規定する国内源泉所得に係る損失の額として政令で定める金額は、法人税法その他法人税に関する法令の規定の適用については、ないものとみなす。

3 第一項の規定の適用がある場合における法人税法第百四十六条の第二項及び第百五十条の二の規定の適用については、同項及び同条第一項中「内部取引」とあるのは、「内部取引（租税特別措置法第六十七条の十六の二第一項（令和二年に開催される東京オリンピック競技大会又は東京パラリンピック競技大会に関連する業務を行う外国法人に係る課税の特例）に規定する国内源泉所得に係るものを除く。）」とする。

4  
(略)

<p style="text-align: center;">改 正 後</p>	<p style="text-align: center;">現 行</p>
<p style="text-align: center;">（趣旨）</p> <p>第一条 この法律は、平成三十一年に開催されるラグビーワールドカップ大会（以下「ラグビーワールドカップ大会」という。）が大規模かつ国家的に重要なスポーツの競技会であること、並びにラグビーワールドカップ大会の準備及び運営が令和三年に開催される東京オリンピック競技大会及び東京パラリンピック競技大会の準備及び運営と密接な関連を有するものであることに鑑み、ラグビーワールドカップ大会の円滑な準備及び運営に資するため、寄附金付郵便葉書等の発行の特例等の特別の措置を講ずるものとする。</p>	<p style="text-align: center;">（趣旨）</p> <p>第一条 この法律は、平成三十一年に開催されるラグビーワールドカップ大会（以下「ラグビーワールドカップ大会」という。）が大規模かつ国家的に重要なスポーツの競技会であること、並びにラグビーワールドカップ大会の準備及び運営がその翌年に開催される東京オリンピック競技大会及び東京パラリンピック競技大会の準備及び運営と密接な関連を有するものであることに鑑み、ラグビーワールドカップ大会の円滑な準備及び運営に資するため、寄附金付郵便葉書等の発行の特例等の特別の措置を講ずるものとする。</p>

○無人航空機等の飛行による危害の発生を防止するための航空法及び重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律の一部を改正する法律案（令和二年法律第 号）（附則第二項関係）

（傍線の部分は改正部分）

改正後	現行
<p>附則</p> <p>（令和三年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会特別措置法の一部改正）</p> <p>第十四条 令和三年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会特別措置法（平成二十七年法律第三十三号）の一部を次のように改正する。</p> <p>第三十一条第一項中「第八条中」を「第九条中」に、「第九条第二項」を「第十条第二項」に、「単に「対象空港」を」「対象大会関係空港」に、「第二号」を「第四号」に、「及び対象空港の」を「並びに対象大会関係空港の」に、「対象空港に」を「対象大会関係空港に」に、「当該対象空港の」を「当該対象大会関係空港の」に改め、同条第二項中「第九条第一項」を「第十条第一項」に改める。</p>	<p>附則</p> <p>（平成三十二年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会特別措置法の一部改正）</p> <p>第十四条 平成三十二年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会特別措置法（平成二十七年法律第三十三号）の一部を次のように改正する。</p> <p>第三十一条第一項中「第八条中」を「第九条中」に、「第九条第二項」を「第十条第二項」に、「単に「対象空港」を」「対象大会関係空港」に、「第二号」を「第四号」に、「及び対象空港の」を「並びに対象大会関係空港の」に、「対象空港に」を「対象大会関係空港に」に、「当該対象空港の」を「当該対象大会関係空港の」に改め、同条第二項中「第九条第一項」を「第十条第一項」に改める。</p>